

小野町

飲食業 及び 納入業者等支援事業

福島県新型コロナウイルス緊急対策（令和3年1月13日から2月14日まで）に伴う飲食店等への営業時間短縮要請により、売上が減少した町内の事業所を支援するため、給付金を交付します。

交付対象者

次のすべてを満たす事業所

- (1)※①福島県時短営業協力金及び※②福島県一時金に該当しない事業所
- (2)町内に本店(本社)を有し、1年以上継続して同事業を営んでいること
- (3)令和3年1月または2月の売上が前年同月比で20%以上減少している事業所
- (4)町税等に滞納がないこと
- (5)対象となる業種等
 - ①飲食店及び食事を提供する事業所
 - ②飲食店に食材、商品、燃料を納入する事業所
 - ③食品製造加工業
 - ④タクシー業及び運転代行業



交付額

一律 10万円（1事業所につき1回の交付）

※ただし令和3年該当月と前年同月の売上差額が10万円を下まわる場合は差額と同額を交付

申請書類

- (1)小野町飲食業及び納入業者等支援給付金交付申請書
- (2)前年の確定申告書、通帳等の写し
- (3)令和3年1月または2月の売上が確認できる帳簿等の写し

申請先

小野町商工会（小野新町字中通35）

申請書類設置場所

小野町商工会 及び 役場産業振興課

申請期間

令和3年3月17日（水）～ 令和3年6月30日（水）

※受付は、平日の午前9時～午後4時となります。

◇ この事業は、新型コロナウイルス感染症に対する町の経済支援です ◇

※①福島県時短営業協力金・・・福島県新型コロナウイルス緊急対策（令和3年1月13日から2月14日まで）に伴う飲食店等への時短営業要請に協力した店舗への協力金

※②福島県一時金・・・※①の時短営業要請及び外出自粛等の影響により売上が減少した中小事業者への一時金

《お問い合わせ》 小野町商工会
☎72-3228

申請書は町ホームページからもダウンロードできます